

多久市教育・保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

多久市長 香 月 正 則

### 多久市規則第 1 3 号

#### 多久市教育・保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

多久市教育・保育の実施に関する規則（平成 2 7 年多久市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（利用者負担額の特例）

- 5 当分の間、第 1 7 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、同号の規定にかかわらず、0 円とする。

別表第 2 の 1 保育に係る利用者負担額の備考 3 を次のように改める。

- 3 小学校就学前の子どもが同一の世帯に 2 人以上いる場合におけるこの表の適用については、当該小学校就学前子どものうち、年長の者から 2 人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、3 人目以降については、0 円とする。

別表第 2 の 1 保育に係る利用者負担額の備考に次のように加える。

- 4 備考 3 の規定にかかわらず、この表における階層区分が第 3 の 1 階層、第 3 の 2 階層及び第 4 の 1 階層（市町村民税所得割合算額が 5 7, 7 0 0 円未満である場合に限る。）に該当する世帯であって、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）第 1 4 条に規定する「特定被監護者等」をいう。以下同じ。）が同一の世帯に 2 人以上いる場合にお

けるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、年長の者から2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については0円とする。

別表第2の2ひとり親等世帯の保育に係る利用者負担額の備考4を次のように改める。

4 小学校就学前の子どもが同一の世帯に2人以上いる場合におけるこの表の適用については、当該小学校就学前子どものうち、年長の者から2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については0円とする。

別表第2の2ひとり親等世帯の保育に係る利用者負担額の備考に次のように加える。

5 備考4の規定にかかわらず、この表における階層区分が第3の10階層及び第4の10階層に該当する世帯であって、特定被監護者等が同一の世帯に2人以上いる場合におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち、年長の者から2人目以降については0円とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の多久市教育・保育の実施に関する規則の規定は、令和8年4月分以後の利用者負担額に適用し、令和8年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。